

# 富山南都市計画区域マスタープラン

(富山南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

平成28年7月

富 山 県



# 富山南都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針



# 目 次

## 第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

1	富山県の都市計画の目標	1
1)	現状と課題	1
2)	都市計画の基本理念	6
3)	目標年次	8
2	都市計画の見直しの方針	9
1)	都市計画の見直しの基本的な考え方	9
3	広域調整の方針	10
1)	広域調整の基本的な考え方	10
2)	広域調整の実施方針	10

## 第2章 富山南都市計画区域

1	都市計画の目標	11
1)	都市づくりの基本理念	11
2)	地域毎の市街地像	12
3)	目標年次	13
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	14
1)	区域区分の決定の有無	14
3	主要な都市計画の決定の方針	15
1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	18
2-1)	交通施設の都市計画の決定の方針	18
2-2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	19
2-3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	20
3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	21
4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	22



# 第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

## 1 富山県の都市計画の目標

### 1) 現状と課題

#### ① 地勢

富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,247 km<sup>2</sup>で、国土の総面積の約 1%を占めている。

蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。

#### ② 人口と都市構造

本県の人口は平成 10 年をピークに減少しており、平成 22 年 10 月には 109 万 3,247 人（国勢調査）となっている。平成 25 年の国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、20 年後（H47）には約 89 万人になることが見込まれている。

本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 29.7%（H26.10.1 現在 総務省統計局人口推計、全国 26.0%）となっている。国の人口推計によれば、本県の高齢者の数は平成 32 年頃にピークを迎え、10 年後（H37）にはおよそ 3 人に 1 人を超える見込まれている。

本県の合計特殊出生率は、平成 18 年、19 年には過去最低の 1.34 となり、その後若干上昇しているものの、平成 26 年では 1.45（厚生労働省人口動態総覧、全国 1.42）と依然として低迷している。

持ち家比率が 78.3%（H22 国勢調査、全国 61.9%）で全国 1 位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外や、土地利用規制の緩い旧富山市、旧高岡市の周辺で人口や世帯数が増加しており、一方で、計画的に人口や都市機能の集積を図るべき市街地内では人口が減少し、空き家・空き地の増加が進行している。その結果、本県の人口集中地区の人口密度は 38.6 人/ha（H22 国勢調査、全国 67.6 人/ha）で全国 46 位となるなど、広く薄い市街地が形成されており、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。

更に、開発から長期間経過した郊外住宅団地では、居住者の高齢化が進み、住民の転出による空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。

今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。

### ③ 産業

#### a 商業

商業については、本県の年間商品販売額及び従業者数は近年微増となっているが、事業所数は減少傾向にある。また、大型店の影響等により、1事業所当たりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少しているが、一方で、幹線道路の沿道では増加傾向にある。

大型店は幹線道路沿道等で多く立地しており、これにより、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。

中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。

#### b 工業

工業については、本県の従業員数、製造品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。また、県内の工業団地全体の分譲率は約9割と高く、特定の地域に偏ることなく企業立地が進んでいるが、一方で、近年では大規模工場の撤退に伴う工場跡地の処理が課題となっている。

今後は、平成27年3月に金沢まで開業した北陸新幹線や日本海側拠点港として選定された伏木富山港を活かしながら、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺等への企業立地促進等が求められている。

#### c 農林水産業

農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整の強化や米価の低迷等により農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積ともに減少している。農業就業人口の65歳以上割合が70%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等、特に、富山高岡広域都市計画区域（線引き）の縁辺部において、拡散的な転用が行われている。今後、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めることが求められている。

林業については、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。

水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離れが進み、生産額の減少、燃油・資材等の高騰等により、漁業経営は厳しい状況にある。



#### ④ 交通

##### a 地域交通

本県の1世帯当たり自家用車保有台数は1.71台（H25、全国1.07台）と全国2位の高い水準となっている。また、県民が移動の際に用いる代表交通手段は、自動車が72.2%（H11～14 富山高岡広域都市圏第3回パーソントリップ調査）と、全国と比べても自動車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。公共交通の利用者数は、この20年あまりで4割以上も減少し、公共交通機関の利用低迷が、更に公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じている。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者等に買い物弱者・通院弱者をはじめとする移動制約者が増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じている。

このような状況のなか、LRTネットワークの形成、駅や駅前広場等交通結節点の機能充実等、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取り組みが行われている。

また、新幹線開業に伴い経営分離された並行在来線については、「あいの風とやま鉄道利用促進協議会」において、パークアンドライドの推進や新駅の設置も含めた利用促進策が協議されており、駅周辺のまちづくりに当たっては、こうした並行在来線の利用促進の観点を踏まえた検討が求められている。

##### b 広域交通、物流基盤

平成27年3月に金沢まで開業した北陸新幹線は、平成34年度末までに敦賀まで開業することとなっており、利便性の向上による経済活動や観光交流の活性化が期待される。富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉駅は本県の玄関口になるとともに、本県が誇る立山、黒部、五箇山等の主要な観光地、更には能登地方や飛騨地方へのゲートウェイになることが期待されている。

また、新幹線からの乗継ぎの円滑化等利用者の利便性向上を図るため、新幹線駅から中心市街地や周辺市町村への移動手段として、並行在来線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。

高速道路網は、平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通（県内区間については暫定2車線）して以降、平成27年2月に能越自動車道が七尾インターチェンジまで開通（暫定2車線）し、観光や企業立地の面での効果が発現している。また、北陸自動車道の入善PA及び流杉PAにおけるスマートインターチェンジに加え、平成27年3月に高岡砺波スマートインターチェンジや東海北陸自動車道の南砺スマートインターチェンジが開通するなど、高速道路の利便性向上が図られてきている。

富山空港は、ソウル便、大連便、上海便や台北便等が就航し、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められている。東京便は北陸新幹線の開業により利用者が減少しているものの、羽田空港等を利用した全国各地

との乗継制度の拡充や、羽田空港国際化による海外との乗継ぎにおける利便性確保の観点でも重要である。

伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実等環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められている。平成23年11月に日本海側の「総合的拠点港」に選定されたほか、「国際海上コンテナ」「国際フェリー・国際 RORO 船」「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」の3つの機能別拠点港にも選定され、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進等の様々な取組みにより発展していくことが求められている。

今後も、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かし、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として発展していくことが期待されており、道路、鉄道、空港、港湾等の広域的な交通網の整備を推進していくことが求められている。

## ⑤ 安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年では、平成20年、平成26年に集中豪雨等による被害が発生しており、水害・土砂災害等から県民の生命・財産を守る河川・砂防・海岸等の施設整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や、洪水、土砂災害、津波に関するハザードマップの作成等のソフト対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備や、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善等に取り組んでいる。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

## ⑥ 自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事等地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。

## ⑦ 環境・エネルギー

地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、平成2年度と比較すると、平成24年度（速報値）は20.8%の増加となっており、民生部門（家庭・業務）を中心に大きく増加している。

また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国全体で自然エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー構造への転換等の議論がなされている。

このような地球温暖化やエネルギー問題に対応するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等個別具体的な対策を推進するとともに、都市をコンパクトに集約化するなど、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する低炭素都市づくりへの取組みが求められている。

## ⑧ 市町村合併、地方分権、広域調整

本県の市町村数は、平成16年から18年にかけての数次にわたる合併で、従前の35市町村（9市18町8村）から15市町村（10市4町1村）となり、全国で最少となっている。

地方分権については、いわゆる第1次一括法（平成23年5月2日公布）や第2次一括法（平成23年8月30日公布）により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲等が行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。

一方、市町村が定める都市計画であっても、モータリゼーションの進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生している。

このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議又は同意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携・協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。

更に、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討している。

## 2) 都市計画の基本理念

本県の現状と課題を踏まえ、県民及び市町村との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念（目標）を次のように掲げる。

～みんなで創ろう！人が輝く 高志の国～

- 快適で活力ある都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

### ○ 快適で活力ある都市づくり

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から集約型の都市構造へと転換を図るため、それぞれの都市の特性に応じて、都市機能の適正な集積・配置、無秩序な市街化の抑制、公共交通の活性化等に取り組み、本県のコンパクトなまとまりや鉄軌道をはじめとする基幹的な公共交通網を活かした、低炭素型の快適で活力ある都市づくりを進める。

#### <都市づくりの基本的方向>

- ・ 区域区分や地域地区、地区計画等の多様な土地利用制度の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集約配置の推進と、無秩序な市街化の抑制
- ・ 市街地再開発事業等による、まちなか居住の推進や、商業、業務、文化、福祉施設等の中心市街地への立地促進
- ・ 土地区画整理事業等による、空き家・空き地対策の推進
- ・ 中心市街地の活性化と、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりの推進
- ・ インターチェンジや鉄道駅等の都市基盤を有効に活用した、計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全等、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・ 鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・ 駅や駅前広場等、交通結節点の整備充実
- ・ まちづくりと一体となった新駅設置の検討
- ・ 都市計画道路や都市公園、上下水道等都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのある市街地形成の推進
- ・ 集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進等による低炭素都市づくりの推進

## ○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産等を保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。

### <都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全や都市公園の充実等、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導等、景観に配慮した美しいまちづくりの推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観等、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進

## ○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

大規模地震や集中豪雨等近年多発する自然災害等から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画と連携しながら、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災に関する情報の共有や活用を図るなどハード・ソフト両面の一体的な取組みにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。

### <都市づくりの基本的方向>

- ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害危険箇所における市街化抑制等、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や、雨水の排水や貯留・浸透施設の整備、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善等、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化等、公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進

## ○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路、空港、港湾等の広域的な交通・物流ネットワークの整備充実を図るとともに、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。

#### ＜都市づくりの基本的方向＞

- 北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路等、広域交通網の整備充実と有効活用
- 駅や駅前広場等、交通結節点の整備充実
- 追加インターチェンジの設置等、高規格幹線道路の利便性の向上
- 市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路等、県内道路網の体系的な整備の推進

### 3) 目標年次

本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年※とする。

※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。

## 2 都市計画の見直しの方針

### 1) 都市計画の見直しの基本的な考え方

都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。

特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。

### 3 広域調整の方針

#### 1) 広域調整の基本的な考え方

市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行うなどの広域調整を実施する。

#### 2) 広域調整の実施方針

##### ① 対象とする都市計画

- ・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更
- ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画

##### ② 対象とする市町村

- ・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる市町村

##### ③ 広域調整の視点

- ・県が策定するまちづくりに関する計画との整合性
- ・関係市町村のまちづくりへの影響
- ・当該市町村が策定するまちづくりに関する計画における位置づけ
- ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響



## 第2章 富山南都市計画区域

### 1 都市計画の目標

#### 1) 都市づくりの基本理念

##### ① 現況と課題

本区域は富山県の中南部に位置し、北は富山平野の一面を形成し、南は岐阜県の標高 300～1,000mの山々に接している。区域内は、江戸時代から越中と飛騨を結ぶ宿場町として栄え発展してきた大沢野地域、豊かな自然環境に恵まれた大山地域、「おわら」など伝統ある文化と風情ある街並みのある八尾地域、広大な田園地帯が広がる婦中南部地域に分かれている。

本区域の人口は全体として増加傾向にあるものの、これからの人口減少と少子高齢化に備え、今後は地域ごとの拠点や公共交通沿線等の既成市街地へ人口誘導を図るとともに、郊外部においては既存集落の維持が課題となっている。

土地利用については、地域ごとの拠点を中心に、それぞれ商業地や住宅地が形成されているほか、郊外部においては、主として農用地としての利用がなされ、集落や住宅団地、工業団地が点在している。今後は、地域ごとの拠点において、住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、郊外部における無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用の推進を図っていく必要がある。

交通基盤については、地域高規格道路富山高山連絡道路の早急な整備が課題となっているほか、既成市街地と富山市中心部を結ぶ幹線道路や既成市街地同士を東西に連絡する道路等、都市間を連携する道路網の構築が求められている。また、JR高山本線や富山地方鉄道上滝線、既成市街地と富山市中心部を結ぶバス路線等、公共交通の維持・活性化も課題となっている。

産業については、富山テクノポリスの拠点である富山八尾中核工業団地等の工業地が配置されているが、分譲が完了したところである。商業については、大型店の進出により地元商店街の低迷が続いており、その再生が求められている。

##### ② 都市計画の基本理念

本区域の恵まれた自然環境や地域文化を活かして、ゆとりと活力のある個性的な都市づくりを進めていくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。

～人・まち・自然が調和する活力都市～

- 人が輝き安心して暮らせる都市づくり
- すべてにやさしい安全な都市づくり
- 自然と調和し潤いが実感できる都市づくり
- 個性と創造性に満ちた活力あふれる都市づくり

- 人が輝き安心して暮らせる都市づくり  
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境の整備や地域コミュニティの構築を図る。
- すべてにやさしい安全な都市づくり  
災害に強いまちづくりを推進するとともに、人と自然にやさしい環境づくりに努める。
- 自然と調和し潤いが実感できる都市づくり  
豊かな自然環境や景観との調和を図りながら、公共交通の維持・活性化を図るとともに計画的な土地利用の推進を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合した、暮らしやすいまちづくりに努める。
- 個性と創造性に満ちた活力あふれる都市づくり  
歴史・文化等地域の個性を活かしたまちづくりを進めるとともに、多彩な観光資源の魅力向上を図る。

## 2) 地域毎の市街地像

本区域では、地形等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を4つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。

また、都市間連携の役割を担う幹線道路を適切に配置するとともに、既存の鉄道やバス路線等の公共交通の維持・活性化を図り、各地域間や富山市中心部とが連携したまちづくりを推進する。

### ① 大沢野地域

大沢野行政サービスセンター及びJR笹津駅周辺については、大沢野地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。

一般国道41号沿道については、沿道型の商業施設や行政施設、業務施設等が立地することから、周辺環境に配慮しながら、適切に商業・業務地の形成を図る。

一般国道41号沿道の背後地に位置する下大久保、上大久保、上二杉、長附、八木山等の地区については、戸建住宅を中心とした住宅地として、自然環境と調和した豊かさやうるおいが感じられる良好な住環境の形成を目指す。また、その他の既存住宅地については、生活道路の改善や防災に配慮した街並み整備等を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。

中大久保、高内、西大沢地区については、工業地として位置づけ、市街地中心部において立地する工場付近の住工混在の解消を図るとともに、環境に配慮した工業地の形成を目指す。

## ② 大山地域

富山地方鉄道上滝駅周辺については、大山地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。

大庄等の地区については、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。

富山国際大学周辺については、既存の学術文化機能の集積を活かして、教育・研究・研修施設等大山研究学園都市にふさわしい土地利用の誘導を図る。

## ③ 八尾地域

八尾行政サービスセンター及びJR越中八尾駅周辺については、八尾地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。

旧町部については、古くから聞名寺の門前町として栄え、段丘状の地形に形成された歴史的街並みや、「おわら」、「曳山」に代表される伝統文化・工芸等の豊富な観光資源が凝縮された地区であることから、今後も歴史的街並みや石垣景観の保全を図るなど、一層の魅力の向上を目指す。

八尾町黒田、八尾町大杉、八尾町高善寺等の地区については、無秩序な市街化を抑制しながら、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。

富山八尾中核工業団地については、工業地として位置づけ、今後も工業振興を図る。

## ④ 婦中南部地域

平坦地に広がる田園地帯については、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地の維持保全を図るとともに、点在する住宅団地や工業団地等において緑の配置に配慮するなど、周辺環境との調和を図る。

既存集落については、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。

## 3) 目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成43年\*とする。

都市施設の整備等に関しては、おおむね10年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成33年\*とする。

※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元氣とやま創造計画（平成24年4月策定）」と併せ、平成24年としている。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

大沢野、大山、八尾、婦中地域の人口は平成 22 年現在 79,307 人（国勢調査）であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になるものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。

このため、用途地域内においては、計画的な街路整備等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用等により、その保全に取り組まれているところである。

このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

豊かな田園環境と地域の歴史・文化の保全を図りながら、快適で個性ある都市づくりを実現するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。

##### a 商業地

公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、大沢野地域における行政サービスセンター及び笹津駅周辺、大山地域における上滝駅周辺、八尾地域における行政サービスセンター及び越中八尾駅周辺を、それぞれの地域住民の日常的な生活に必要な都市機能が備わる拠点として位置づけ、最寄り品小売業や金融機関等の身近な商業施設の集積を促進し、利便性の高い商業地の形成を図る。

また、一般国道41号等幹線道路沿道においては、周辺環境に配慮しながら、モータリゼーションの進展に対応した沿道型商業施設を適切に配置し、住民のニーズや多様なライフスタイルに対応した商業地の形成を図る。

##### b 工業地

富山テクノポリスの拠点である富山八尾中核工業団地は、先端技術産業の集積地として、今後も工業振興を図る。

大沢野地域や婦中南部地域等における既存工業地については、一般国道41号等の幹線道路や富山空港へのアクセスに優れた工業地として活用を図る。また、農林業との調和を図りながら、立地需要に応じた新たな工業地の配置を検討する。

なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。

##### c 住宅地

公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、JR高山本線や富山地方鉄道上滝線の鉄道及び運行頻度が高いバス路線の沿線の徒歩圏のうち、工業専用地域及び工業地域を除く用途地域が設定されている区域を、居住を推進する地区として位置づけ、交通利便性の高い住宅地の形成を図る。

なお八尾地域では、風格ある歴史的な街並みを継承する取組みが進められていることから、これをより一層推進し、八尾ならではの文化に根ざした地区の形成を目指す。

## ② 土地利用の方針

### a 土地の高度利用に関する方針

JR 高山本線の笹津駅や越中八尾駅、富山地方鉄道上滝線の上滝駅等、鉄道の駅周辺においては、交通結節点にふさわしく、最寄り品小売業や金融機関、公共公益施設の集積を促進するなど土地の高度利用に努め、賑わいのある商店街及び駅前空間の形成を図る。

### b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住居系用途地域において、住環境に悪影響を及ぼす工場が混在している地区があることから、企業の機能拡充や建て替えに合わせて工業地への立地誘導を行い、用途の純化を図る。

### c 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては土地利用の混在がみられることから、適正な用途配置に基づき、秩序と潤いのある快適な居住環境の形成を図る。

また、伝統的な町屋形態を保有する住居についてはその維持・保全に努めるとともに、歴史的な街並みとの調和を図りつつ、防災性の確保や現在のライフスタイルに対応した居住環境づくりを推進する。

新たな住宅地の整備に当たっては、農林業との調和を図りながら地区計画や建築協定等の導入により、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る。

### d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域内には、郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等、良好な緑地が広がっている。また、殿様林緑地や常西合口用水沿いの桜並木や松並木、聞名寺の社寺林等は、身近な緑地として地域住民の憩いの場となっている。

これらの緑は都市の貴重な自然環境であるとともに、都市生活に潤いをもたらす景観となっていることから、保全に努める。

### e 優良な農地との健全な調和に関する方針

郊外部においては、優良農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。

### f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域内には、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所、土石流危険渓流が多く存在している。

これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。

また、流域における保水、貯留機能を確保した都市づくりに努める。

#### g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等の緑地は、都市景観や都市環境上貴重な資源となっており、今後も保全に努める。

#### h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

本区域においては、現用途地域への立地誘導を基本としながら、住宅地や工業地等の需要に応じて、農林業との調和を図りながら用途地域の見直しを検討する。

さらに、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地については、地区計画、特定用途制限地域等の指定による適正な土地利用コントロールを図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

本区域では、富山市中心部方面への幹線道路として一般国道41号、一般国道472号、県道富山八尾線、県道富山上滝立山線が、東西方向の幹線道路として県道立山山田線が市街地を通過しており、大沢野、大山、八尾地域の各拠点や富山市中心部との都市間連携の役割を担っている。

さらに、地域高規格道路富山高山連絡道路の一部である都市計画道路富山南線の整備により、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されていることから、その早期整備を目指すとともに、この道路へのアクセス道路や都市間連携の役割を担う幹線道路を適切に配置し、道路網の形成を図る。市街地内においては、都市の骨格を形成する道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。

また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはJR高山本線の笹津駅や越中八尾駅等4駅、富山地方鉄道上滝線の上滝駅等3駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、利便性の高い公共交通サービスの確保に努める。

#### ② 主要な施設の配置の方針

地域高規格道路富山高山連絡道路の一部である都市計画道路富山南線を配置するとともに、この道路へのアクセス道路の充実を図る。

大沢野、大山、八尾地域の各拠点や富山市中心部を結ぶ道路として、一般国道41号、一般国道472号、県道富山八尾線、県道立山山田線、県道富山上滝立山線等を配置し、都市間連携の強化を図る。

都市内においては、都市計画道路大久保小線や、都市計画道路長附加納線、都市計画道路上大久保上二杉線、都市計画道路高熊井田線等、市街地の骨格となる幹線道路を配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。

また、公共交通については、笹津駅や上滝駅、越中八尾駅において、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。さらに、路線バスの利用促進に努めるなど地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

#### ③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内※に整備することを予定する施設は、次のとおりである。

※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成24年4月策定）」と併せ、平成24年としている。



種 別	名 称
道 路	大久保小線 長附加納線 富山南線 上大久保上二杉線 高熊井田線

## 2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### a 下水道

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全等重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。

汚水については、市街地、農山村等その地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。

雨水については、円滑な排除や貯留・浸透機能の向上を図り、浸水被害の防止に努める。

#### b 河川

浸水被害の実績及びその危険性に依りて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進める。また、施設の老朽化により処理機能が低下している施設については設備の更新等を図る。

市街地の浸水対策については、大沢野地区・八尾地区等の雨水幹線の整備により、円滑な雨水の排除を図る。

#### b 河川

各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、神通川、常願寺川、熊野川、井田川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

### ③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内※に整備することを予定する施設は次のとおりである。

※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。

種 別	名 称
公共下水道	富山公共下水道

### 2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設等の都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、これまで良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を実施している。

今後も、都市計画道路等の整備と一体となった計画的な市街地整備や、用途地域内の未利用地が多く残り低密度で都市基盤も不十分な地区において、土地所有者等の合意形成を図りながら、土地区画整理事業等の面的整備事業の導入を検討するなど、良好な市街地の形成に努めるものとする。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域には、神通川や常願寺川等により形成された河岸段丘斜面や、市街地周辺の丘陵地などにおいて良好な自然環境が広がっており、人々の暮らしにやすらぎを与えるこれらの空間は、都市景観や都市環境上貴重な資源となっている。

このうち、神通川、常願寺川、井田川については川辺環境軸として位置づけ、河川空間の整備・保全に努めるとともに、猿倉山森林公園や寺家公園、大沢野公園、大山研究学園都市、城ヶ山公園、古里地区等の丘陵地については山辺環境軸として位置づけ、環境の保全・活用を図る。

さらに、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

###### a 環境保全システムの配置の方針

本区域内には、郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等、良好な緑地が広がっている。

これらは多様な生物が生息する自然性の高い空間となっているほか、都市景観や都市環境上貴重な資源となっていることから、その環境の保全を図る。

###### b レクリエーションシステムの配置の方針

地域住民の憩いと交流の場として、大沢野運動公園、猿倉山森林公園、寺家公園、城ヶ山公園、八尾西山公園、殿様林緑地等をレクリエーションの拠点として位置づける。

###### c 防災システムの配置の方針

市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる公園を適切に配置し、都市防災の向上を図る。

また、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持を図る。

###### d 景観構成システムの配置の方針

郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等は、本区域の景観を形成する重要な緑地であることから、今後もその保全に努める。

